

## 平成 30 年度二本松市繁盛店づくり支援事業補助金の概要

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### ■補助内容

項 目	内 容			
補助対象者 (※1)	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で次のいずれかに該当する方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有する法人</li> <li>・市内に主たる事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている方</li> <li>・上記を主たる構成員とする組合及び任意団体 (要件)</li> <li>・二本松市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。</li> <li>・市税を完納していること。</li> <li>・関係法令に違反していないこと。</li> <li>・「補助対象業種」を営む方または営もうとする方であること。</li> <li>・「補助対象経費」について他の補助制度を受けていないこと。</li> </ul>			
補助対象業種	<p>日本標準産業分類に規定する次の業種を営む店舗が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業</li> <li>・宿泊業、飲食サービス業</li> <li>・生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）</li> <li>・娯楽業</li> </ul> <p>ただし、次の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗、道の駅の敷地内にある店舗</li> <li>・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当するもの</li> <li>・風営法第2条第1項第1号から第8号の営業で、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗</li> </ul>			
補助額等 ※1,000円未満切捨	補助対象事業	補助対象経費 (※2)	補助率	補助限度額
補助額等 ※1,000円未満切捨	新商品開発事業  市内の地域資源を活用した自社の新商品を開発する事業	専門家謝金・旅費	1/2 以内	30万円
		研究開発費（原材料費、機械器具等借入費、備品購入費 (※3)、外注加工費等）		
		市場調査費		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
		広告宣伝費 (※4)		
	販路開拓事業  自社の製品等の情報を市内外へ発信する事業	専門家謝金・旅費		
		市場調査費		
		商品ラベル・パッケージ等作成費		
		広告宣伝費 (※4)		
		ホームページ開設費 (※5)		
		ネットショップ開設費 (※5)		

経営改善事業  自社の経営状況を改善 する事業	専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、 モニタリング費 (※6) ※認定支援機関が実施するものに限る。		
	経営改善セミナー等参加費		

## ■補助金手続きの流れ

申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 事業開始前に次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)</li> <li>■ 繁盛店づくり支援事業補助金交付申請に係る誓約書 (第2号様式)</li> <li>■ 事業計画書 (第3号様式) <u>※会議所、商工会からの所見欄の記入を受けること。</u></li> <li>■ 収支予算書 (第4号様式)</li> <li>■ 飲食営業許可証の写し ※飲食サービス業申請の場合</li> <li>■ 風俗営業許可証の写し ※該当する業種の場合</li> <li>■ 事業の内容と積算内容を確認できる書類 (見積書の写し等)</li> <li>■ 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類</li> <li>■ 構成員の名簿 (申請者が団体の場合に限る。)</li> <li>■ 振込先の口座番号等を確認できるもの (通帳の写し)</li> </ul> <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。</p> <p>(4) 事業実施【申請者】 必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。</p> <p>(5) 実績報告【申請者→市】 すべての事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 繁盛店づくり支援事業補助金実績報告書 (第5号様式)</li> <li>■ 収支決算書 (第6号様式)</li> <li>■ 事業の内容と積算内容を確認できる書類 (請求書の写し等)</li> <li>■ 補助対象経費の領収書の写し</li> <li>■ 事業の実施状況が確認できる写真及び成果物等</li> </ul> <p>(6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(7) 補助金交付請求【申請者→市】 ■ 補助金等交付請求書</p> <p>(8) 補助金交付【市→申請者】</p>
-----------	--

# 平成 30 年度繁盛店づくり支援事業補助金の申請にあたって

## ■申請方法

申請書と添付書類を各 2 部（1 部は写し）作成し持参すること。

○提出は持参によるものに限り（郵送不可）。

○申請書様式は、商工課窓口で配布または市のウェブサイトからもダウンロードできます。

## ■申請スケジュール

(1) 募集期間 平成 30 年 8 月 13 日（月）から補助金額が予算額に達するまで  
9：00～17：00 ※土日祝日を除く。

(2) 内容審査 随時

(3) 交付決定通知 随時

○必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。

○事業の採択にあたっては、申請を受付した順番ではなく、内容を審査した上で決定します。

○審査の結果、補助金額が予算額を上回る場合は、これまで採択されていない方を優先して採択する場合があります。

## ■注意事項

○同一の店舗につき年度内に 1 回まで申請が可能です。（※1）

○申請年度内に実施する経費のみ補助対象となります。（※2）

○次の経費は補助対象経費から除きます。

・補助対象経費全体の 2 分の 1 以上を占める備品購入費（※3）

・事業で使用したものとして明確に区分できない経費

・販路開拓事業の広告宣伝費のうち、

テレビ放送・新聞・ラジオへの広告費用のみの事業、一過性のチラシ など（※4）

・ホームページ、ネットショップ開設費のうち、

パソコン更新のための経費・ソフト等購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費 など（※5）

○経営改善事業のうち、専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、モニタリング費については、経営革新等支援機関（認定支援機関）が実施するものに限り（※6）

※経営革新等支援機関（認定支援機関）とは…

中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

（例）商工会、金融機関、税理士 など

○事業が採択となった場合…

・事業実施後にアンケートに回答いただきます。

・開業前の個人事業主及び法人については、開業後に税務署へ提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」、「法人設立届出書」の写しを実績報告書類提出時に添付してください。

## ■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらでもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階  
TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065  
相談受付時間：平日9：00～17：00

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係  
住所：〒964-8601 二本松市金色403-1  
TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533  
E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp